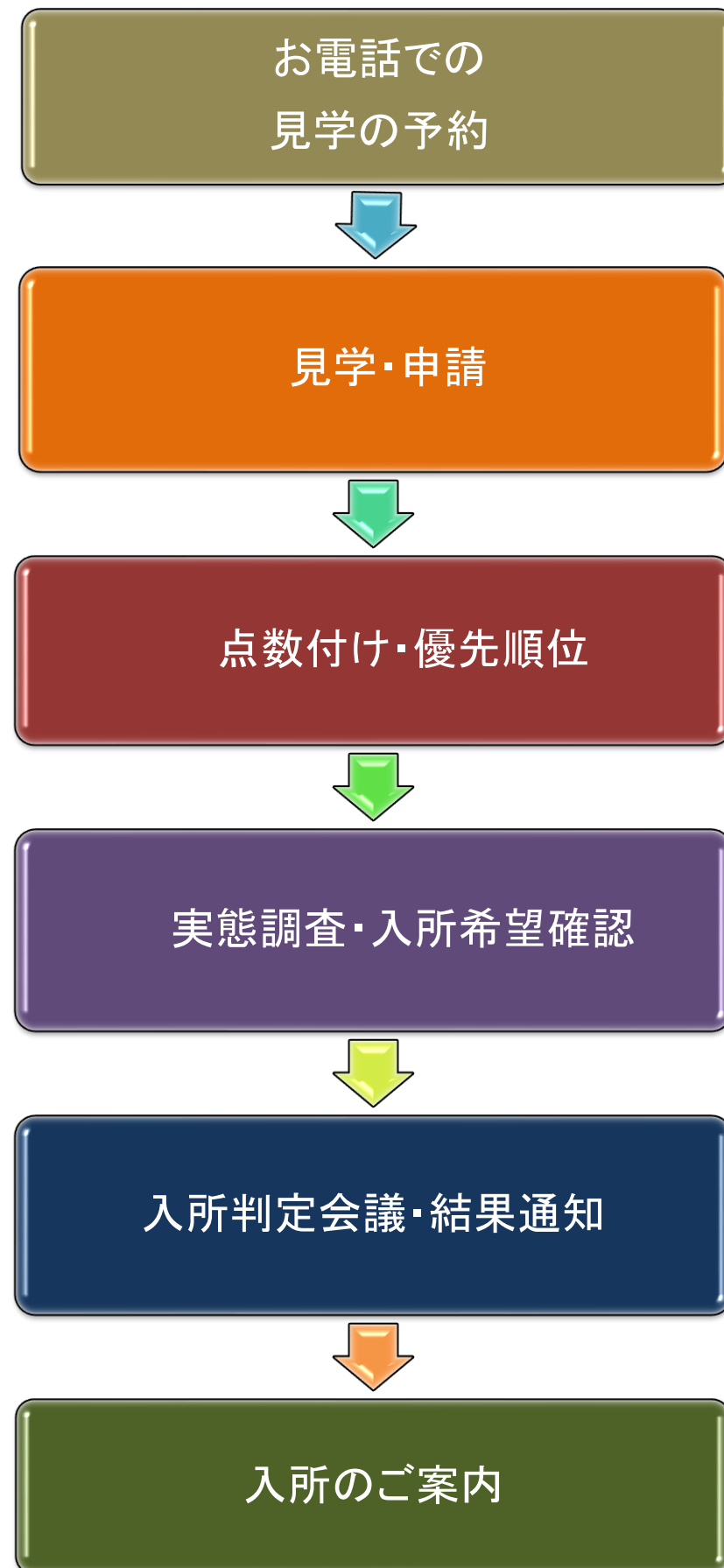


入所申請から入所迄の流れ



- ・生活相談員が対応させていただきます。
- ・急なご来設には対応出来ない場合がございます。見学をご希望の際は必ずお電話にて予約をお取り下さい。
- ・見学をご希望の施設(戸田・わらび)へ直接お電話下さい。
- ・郵送でのパンフレットの送付は行っておりません。

- ・申請に関しましても急なご来設には対応出来ない場合がございます。見学をご希望の際は必ずお電話にて予約をお取り下さい。
- ・初めて来設された方は、まずは施設見学の後、入所相談、利用料金の説明を行い、必要な手続きに等ついてご説明致します。
- ・公正な採点を行うため、申請時に、家族構成、介護に関する状況等必要事項を質問させていただきます。ご協力をお願い致します。
- ・申請に必要なもの⇒優先入所申込書(記入済のもの)介護保険証(写)、介護負担割合証(写)、介護負担限度額割合認定証(写)、医療保険被保険者証(写)、介護認定調査票(写)、内服状況がわかるもの(お薬手帳の写等)、直近3ヵ月分のサービス利用表(写、在宅サービスご利用の方のみ)

- ・埼玉県が定めた優先入所順位評価基準に基づいて、点数付けを致します。
- ・点数付け後、入所判定会議にて順位付けをさせていただきます(順位は申込み順ではございません)。
- ・入所判定会議は毎月第1金曜日、金曜日が当月1日に当たる場合、翌週の金曜日に行います。
- ・優先順位決定通知は初回に限り郵送にて、申請者様へ郵送致します(次月以降はお電話にて問い合わせ下さい)。

- ・優先順位表に基づいて、優先順位の高い順から実態調査を行います。
電話にて日程調整後、職員が入所希望者様の元へ伺います(遠方の方は電話にて聞き取りとなります)。
可能な限りご家族様のお立ち合いをお願い致します。
- ・実態調査には直近1年以内の医療情報(血液検査データ、診療情報提供書、健康診断結果等)が必要になります。
実態調査先が介護保険施設等の場合には、ご家族様の同意の元、代行にて医療情報を入手させていただきます。
※主治医意見書は医療情報に該当致しません。

- ・実態調査を行った翌月の第1金曜日(1日が金曜の場合には翌週の金曜日)の入所判定会議にて入所の可否を判断させていただきます。
 - ・判定会議後、申請者様へ電話にて結果を通知させていただきます。
- ※入居可になって初めて待機者となり、空き部屋が出来た際に、順位の高い方からご案内をする対象となります。
入居可になったからと言って必ずしもすぐに入居が出来るわけではございません。

- ・空き部屋が出た際に順位の高い方からのご案内となります。
- ※電話にて連絡が取れない場合は次の順位の方をご案内する場合がございます。
- ・入居の意思の確認後、1週間から10日以内に入居をお願い致します。入居迄にそれ以上の時間がかかる場合には次の順位の方をご案内させて頂く場合がございます。

申請書をダウンロードし入所申請を行う流れ

ホームページより申請書を
ダウンロードしてからのご案内



見学・申請



点数付け・優先順位



実態調査・入所希望確認



入所判定会議・結果通知



入所のご案内

- ・ホームページにてダウンロードした申請書をご記入頂き、必要書類が揃った段階で入所希望施設(わらび・戸田)へ申請の予約の電話をお願い致します。申請書記入の際の不明点は、お気軽にお電話にてお問い合わせ下さい。
- ・申請に必要なもの⇒優先入所申込書(記入済のもの)介護保険証(写)、介護負担割合証(写)、介護負担限度額割合認定証(写)医療保険被保険者証(写)、直近3ヵ月分のサービス利用表(写、在宅サービスご利用の方のみ)
- ・ご納得の上ご入所して頂くためにも、申請の際には必ず見学をお願い致します。

- ・来設時に、予めご記入頂いた申請書2枚(裏表)と、必要書類を必ずご持参下さい。
- ・必要書類が揃っていない場合申請をお受けできない場合がございます。
- ・申請時に施設内の見学や利用料の説明等をさせていただきます。
- ・公正な採点を行うため、申請時に、家族構成、介護に関する状況等必要事項を質問させていただきます。ご協力をお願い致します。

- ・埼玉県が定めた優先入所順位評価基準に基づいて、点数付けを致します。
- ・点数付け後、入所判定会議にて順位付けをさせていただきます(順位は申込み順ではございません)。
- ・入所判定会議は毎月第1金曜日、金曜日が当月1日に当たる場合、翌週の金曜日に行います。
- ・優先順位決定通知は初回に限り郵送にて、申請者様へ郵送致します(次月以降はお電話にて問い合わせ下さい)。

- ・優先順位表に基づいて、優先順位の高い順から実態調査を行います。
- ・電話にて日程調整後、職員が入所希望者様の元へ伺います(遠方の方は電話にて聞き取りとなります)。
- ・可能な限りご家族様のお立ち合いをお願い致します。
- ・実態調査には直近1年以内の医療情報(血液検査データ、診療情報提供書、健康診断結果等)が必要になります。
- ・実態調査先が介護保険施設等の場合には、ご家族様の同意の元、代行にて医療情報を入手させていただきます。
- ※主治医意見書は医療情報に該当致しません。

- ・実態調査を行った翌月の第1金曜日(1日が金曜の場合には翌週の金曜日)の入所判定会議にて入所の可否を判断させていただきます。
- ・判定会議後、申請者様へ電話にて結果を通知させていただきます。
- ※入所可になって初めて待機者となり、空き部屋が出来た際に、順位の高い方からご案内をする対象となります。
- 入所可になったからと言って必ずしもすぐに入所出来るわけではございません。

- ・空き部屋が出た際に順位の高い方からのご案内となります。
- ※電話にて連絡が取れない場合は次の順位の方をご案内する場合がございます。
- ・入居の意思の確認後、1週間から10日以内に入居をお願いします。入居迄にそれ以上の時間がかかる場合には次の順位の方をご案内させて頂く場合がございます。

